令

和

6

年

7 月 16

日

定

例

第13956号

目 次

公安委員会告示 主 要

道路交通法第百八条の三十二の二第一項の規定による運転免許取得者等教育の 認定の変更

道路交通法第百八条の三十二の三第一項の規定による運転免許取得者等検査の 認定の変更

一般競争入札 告

(保留地の処分)

の実施

落札者等の公告

千葉県公安委員会告示第29号

特定調達公告

公

安 委 員 会 告

示

令和6年7月16日

転免許取得者等教育の認定について次のとおり変更届があった。

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の2第1項の規定による運

葉

千葉県公安委員会委員長 佐久間

号)第1条第3号、 公安委員会規則第4 則(平成12年国家 育の認定に関する規 運転免許取得者等教 育の課程の区分 運転免許取得者等教 西斯斯 運転免許取得者 大佐和自動車教 る施設の名称 等教育に使用す 代表 氏名 者の 変更後 変更前 変更に係る事項 金子 万人 宁肥 光晴 月25日 令和6年2 変更年月日 生

千葉県公安委員会告示第30号

(火曜日)

第6号及び第8号に

掲げる課程

令和6年7月16日 転免許取得者等検査の認定について次のとおり変更届があった 道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の3第1項の規定による運

> 令和6年7月16 Ш

千葉県公安委員会委員長

運転免許取得者等検 運転免許取得者等検 び第2号に掲げる方 号)第1条第1号及 安委員会規則第8 則(令和4年国家公 査の認定に関する規 査の方法の区分 習所 運転免許取得者 大佐和自動車教 等検査に使用す る施設の名称 代表 者の 氏名 変更後 変更前 変更に係る事項 全金子 榎本 佐久 守男 光晴 , 三 月25日 令和6年2 変更年月日 粜 性

公

告

般競争入札

(保留地の処分)

の実施

県規則第十号。以下「規則」という。)第三条の規定により、 千葉県都市計画事業土地区画整理事業に係る保留地の処分に関する規則 次のとおり一般競争入札に (平成九年千葉

より保留地を処分する。

令和六年七月十六日

処分する保留地

千葉県知事 熊 谷 俊

人

勿牛			
番 物号 件	所在	面積	最低売却価格
L	流山市木一丁目一二番四	七九五・三一	一五六、六七六、〇〇〇
1		m²	円
2	流山市木一丁目一三番三	• > > > 0、1	1110、0三量、000
2		七㎡	円
3	流山市木一丁目一〇番一一	一、二三九・	二一一、六〇四、〇〇〇
9		六三㎡	円

入札に参加する者に必要な資格

- 規則第四条第一号から第三号までに該当しない者であること。
- 2 条第六号に規定する暴力団員に該当しない者であること。 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二
- 3 は同条第六号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者であるこ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又

購読料

本号

部

六円

発

行

千葉市中央区市場町一番

号

千

葉

県

〇四三 (二三三) 二六五八

購読申込先